

諮問庁：独立行政法人労働者健康安全機構

諮問日：平成29年1月27日（平成29年（独情）諮問第6号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（独情）答申第51号）

事件名：特定個人が特定労災病院の意見書箱に投かんした意見書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「A（審査請求人氏名）が特定労災病院の意見書箱に投かんした意見書（平成26年分～平成27年分全て。身体障害者診断書について気持ちよく書いてくれないと書かれているもの等。）◎存在しない場合はその具体的理由を下さい。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年12月22日付け労健安収第3584号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求書（平成28年12月26日付け）

（ア）趣旨

本件対象文書の開示を求める。

（イ）理由

特定労災病院の当該文書は収受印を押し、それに対する病院の回答を付けて当該文書を病院の掲示板にて公表することを基本としている為。平成26年当時は特定診療課外来窓口の特定位置の掲示板に張り出すことが行なわれていた。だから、公文書等の扱いとして法人文書で開示請求を行なったものである。本来であれば個人情報の保護に関する法律による開示請求が基本である。機構側から情報提供等の連絡が一切なかった。とても不親切である。仮に、開示請求の手数料を300円×2を計画していたのなら信義則に反するし、

あまりにセコすぎることでもある。

イ 平成28年12月26日付け審査請求書の補充書面
以下に主張を追加する。

(ア) 元々、意見書箱に投かんされた患者の書いた意見書は前提として、病院のコメントを添え院内掲示板にて、公表することになっている。氏名について審査請求人Aは全ての意見書(病院様式)に記入している。もちろん、掲示板にも張り出されたこともあり、それによって病院食のレプリカが新しくなった事実もある。

(イ) さて、公益性の確認問題からも当該文書を請求している事実もある。特定人の障害者手帳の経緯(病院が公表している)について疑義があると前々から関係各位(病院関係者)へ伝えている。何故にすぐに手帳が交付されたのか不思議である。それに関する思いを書いたのが今回請求しているAの文書(病院様式)である。

(ウ) 大体、個人情報文書に該当するか、法人文書の開示請求に該当するか、開示請求書が届いた時点で請求人に連絡を入れ、情報を提供する決まりになっている。ところが、それをしない機構は大変、不親切であるし、業務に対する忠実さが無いといえる。(総務省よりマニュアルが届いているはずである)請求している文書は基本的に公表する事を前提としており、又、対象文書として開示することが妥当であると言える。

(エ) 一番大切な事として、開示、不開示の決定は30日以内に連絡すればよいわけで、何も期限満了の30日目が来るのを待つ必要はないのである。

(本答申では添付資料は省略)

(2) 意見書(陳述書)

ア 当該情報は本来、保有個人情報として請求すべきもの。

ただ、院内の掲示板に張り出される事を基本としていた為、法人文書か保有個人文書かわからないので、とりあえず法人文書で請求したものである。後に、総務省の情報公開相談窓口で相談したところ、担当者より、「保有個人情報として請求してください」と助言を受けた。(相談記録があるはず)

イ 機構は開示請求書が届いた時点で請求人Aに連絡を入れ、適正な請求方法を情報提供せねばならない義務があるのである。(資料1)

ところが、それをせずに意図的に不開示を画策したものと考えられるし、そう思う事が自然である。後に、保有個人情報として再度、金を払って請求をしている。(資料2)

こうゆう行政機関等は過去に出会ったことは1度もない。知ってやっているのか、知らずにやっているのか、どちらにしても許せな

い行為であることはいうまでもない事実である。金がいくらあっても足りないし、一般消費者としてはたまったものではない。（過去には別件にて、分かりやすく資料を提供している。）

今日では、地裁や最高裁、郵便会社そして協会けんぽでも開示請求を出したら確認の電話連絡をくれる。そういうあたり前の時代なのである。

エ よって、ペナルティーも含めて法人文書としても開示することが妥当だと言える。

添付資料

資料1 総官官第13号平成17年4月28日

資料2 保有個人情報開示請求書 平成28年12月26日

(本答申では添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

下記の理由により、原処分維持が適当と考える。

本件対象文書の存否応答拒否

本件開示請求は、申請者本人に係る情報であるが、法の定めた開示請求権制度は何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人の情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮されない。

この情報は特定個人の行為に関する情報であり、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認めため、存否応答拒否とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月15日 審議
- ⑤ 平成30年1月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処

分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人が特定労災病院の意見書箱に意見書を投かんしたことを前提に、当該意見書の開示を求めており、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定労災病院の意見書箱に意見書を投かんしたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定労災病院における意見書の取扱いについて確認させたところ、投かんされた意見書については、職員、投かん者ともに個人が特定できる情報は塗りつぶした上で院内掲示板に貼り出しを行うのみで、他の方法で意見書の内容等を公にすることはないとのことであるから、本件存否情報は、機構において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司